

令和 8 年度介護報酬改定における 改定事項について

和歌山県福祉保健部介護サービス指導課

※本資料は、厚生労働省作成の資料を編集したものです。

【改定概要】

- ①介護職員等処遇改善加算の拡充
- ②基準費用額（食費）の見直し

①介護職員等処遇改善加算の拡充

- 介護職員のみならず、介護従事者を対象に、幅広く月1.0万円（3.3%）の賃上げを実現する措置を実施するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員を対象に、月0.7万円（2.4%）の上乗せ措置を実施する。

※合計で、**介護職員について最大月1.9万円（6.3%）の賃上げ（定期昇給0.2万円込み）が実現する措置。**

- 具体的には以下の措置を講じることとする。（あわせて、申請事務負担等を考慮した配慮措置を講じる。）
 - ①今回から、処遇改善加算の対象について、介護職員のみから介護従事者に拡大する（**加算率の引上げ**）。
 - ②生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける（**加算Ⅰ・Ⅱの加算率の上乗せ**）。
 - ③処遇改善加算の対象外だった**訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等に処遇改善加算を新設する。**

①介護職員等処遇改善加算の拡充

(参考情報)

【基本的考え方】

○介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和8年度分）

<https://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/careprov/kasantodoke/shoguyousiki/R8/kihonteki.pdf>

【届出様式】

○きのくに介護deネット

<https://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/careprov/kasantodoke/shogukaizenkan3.html>

①介護職員等処遇改善加算の拡充

【算定について】

<提出期限>

- 令和8年6月から算定する場合：令和8年6月15日（月）
※新たに処遇改善加算の対象となるサービスのみ運営している事業者等が対象です。
- 令和8年7月以降算定分：加算を算定しようとする月の前々月の末日

<提出方法>

- ・ 県所管事業所：各振興局あてに提出
- ・ 市町村所管事業所：各市町村あてに提出
（市町村への提出方法については、各市町村へご確認ください）

②基準費用額（食費）の見直し

- 基準費用額は、介護保険法の規定に基づき、食事の提供及び居住等に要する平均的な費用の額を勘案して定めることとされているが、介護保険法においては、介護保険施設等における食事の提供又は居住等に要する費用の状況その他の事情が著しく変動したときは、速やかにそれらの額を改定しなければならないこととされている。
- 近年の食材料費の上昇や、令和7年度介護事業経営概況調査において、食事の提供に要する平均的な費用の額と基準費用額との差が生じている状況等を踏まえ、令和9年度改定を待たずに、令和8年8月より、基準費用額（食費）を100円/日引き上げる。また、負担限度額（食費）について、在宅で生活する者との公平性等を総合的に勘案し、**令和8年8月より、利用者負担第3段階①の利用者は30円/日、第3段階②の利用者は60円/日引き上げる。**

< 厚生労働省 >

○令和 8 年度介護報酬改定について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00073.html